

第七次地域管理経営計画書

(東予森林計画区)

計画期間
自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 12 年 3 月 31 日

四国森林管理局

東予森林計画区の位置図



目次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	12
(4) 主要事業の実施に関する事項	14
(5) その他必要な事項	14
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	14
(1) 巡視に関する事項	14
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	15
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	15
(4) その他必要な事項	16
3 林産物の供給に関する事項	17
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	17
(2) その他必要な事項	17
4 国有林野の活用に関する事項	17
(1) 国有林野の活用の推進方針	17
(2) 国有林野の活用の具体的手法	18
(3) その他必要な事項	18
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備 及び保全等に関する事項	19
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	19
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	19
(3) その他必要な事項	19
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	19
(1) 国民参加の森林に関する事項	19
(2) 分収林に関する事項	20
(3) その他必要な事項	20
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	20
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	20
(2) 地域の振興に関する事項	20
(3) その他必要な事項	21

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈
単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林（もり）」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保する。また、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直し、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

その際、国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという意志を職員が共有し、一丸となってその推進に努めていくこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して公益的機能の維持増進を旨として、その組織・技術力・資源を活用し、民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するため、関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行う。

① 森林計画区の概況

本計画区は、愛媛県の東部に位置し、東部に香川県、徳島県との県境を、西部は東三方ヶ森までを有する。区域面積は 117 千 ha で、森林はその 73% の 85 千 ha となっている。年平均気温は約 16℃、平均年間降水量は約 1,600 mm と、比較的温暖で雨量が少ない瀬戸内海式気候である。

国有林野は、森林面積の 11% にあたる 9 千 ha で、西日本最高峰の石鎚山を中心とする石鎚山地と、徳島県、香川県、高知県との県境付近にある佐々連尾山等にまとまって分布している。

優れた景観を有する森林については、石鎚国定公園及び笹ヶ峰、赤石山系自然環境保全地域に指定されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

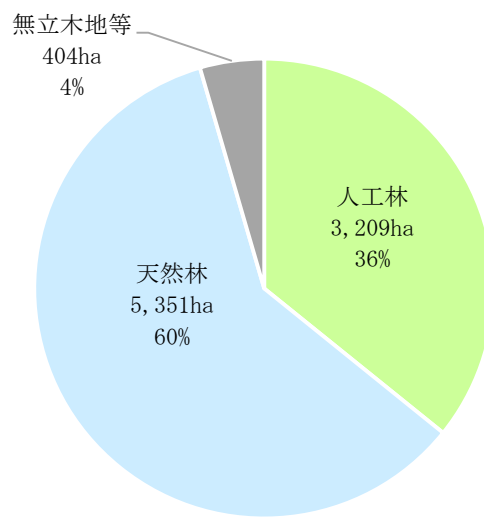
ア 森林計画区の国有林野の現状

本計画区の国有林野は、人工林 3 千 ha (36%)、天然林 5 千 ha (60%)、無立木地等 0.4 千 ha (4%) となっている。

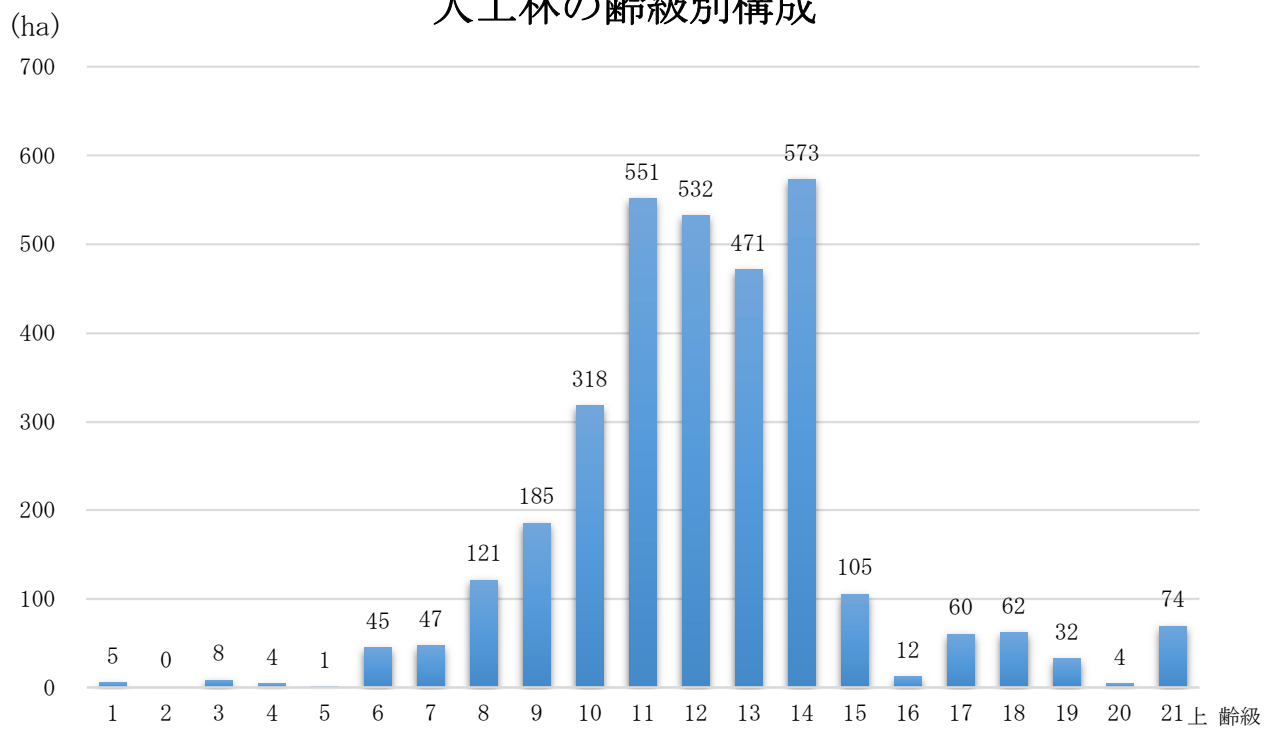
主な樹種としては、スギ 374 千 m³ (19%)、ヒノキ 790 千 m³ (41%)、その他 772 千 m³ (40%) であり、スギ・ヒノキを主体とする人工林の齢級^{*1}別面積を見ると、7 齢級以下が 3%、8～10 齢級が 19%、11 齢級以上が 77% となっている。

^{*1} 齢級：森林の年齢を 5 年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を 1 年生とし、1～5 年生を 1 齢級、6～10 年生を 2 齢級と数える。

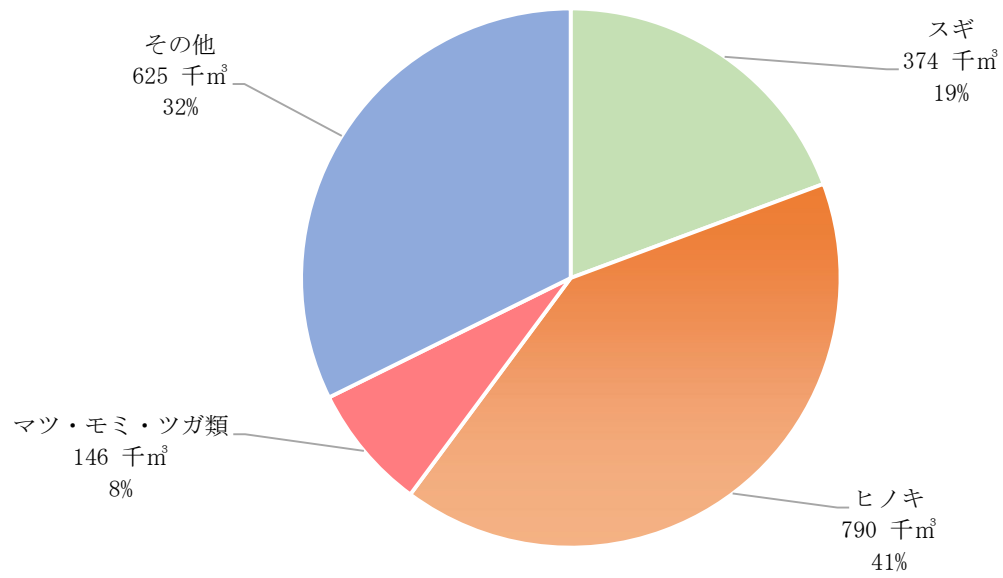
林種別面積



人工林の齢級別構成



主要な樹種の賦存状況



イ 主要施策に係る計画量と実行量

前計画（第六次計画（令和2～令和6年度））における計画量と実行量の概要は下表のとおりである。

伐採については、経済性等の条件が合わず入札が不調となったこと等から、計画量を下回る結果となった。

更新については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったこと等から、実行量がなかった。

保育については、更新がなかったこと、保育作業の省力化に積極的に取り組んだこと等から、計画量を下回る結果となった。

林道の開設については、下流域における被災林道の復旧が遅れたこと、既設林道等を活用して森林整備を実施したことから、実行量がなかった。改良は、伐採や造林等の事業実施を踏まえ優先度の高い路線から実行したことから、計画量を下回る結果となった。

（ア） 伐採量

（単位：千m³）

区 分	計 画 量		実 行 量	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	34.3	76.4	2.3 (7)	17.6 (23)

注1：（）内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

注2：実行量は令和6年12月現在の見込量である。

（イ） 更新量

（単位：ha）

区 分	計 画 量		実 行 量	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	43	8	— (0)	— (0)

注1：（）内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

注2：実行量は令和6年12月末現在の見込量である。

（ウ） 保育量

（単位：ha）

区 分	計 画 量			実 行 量		
	下 刈	つる切	除 伐	下 刈	つる切	除 伐
保育量	83	0	3	5 (6)	— (0)	— (0)

注1：（）内の数値は計画量に対する実行量の割合（％）である。

注2：「0」は、単位未満の数値であることを表す。

注3：実行量は令和6年12月現在の見込量である。

(エ) 林道の開設及び改良

(単位：m)

区 分		計画量	実行量
開設	路線数	4	— (0)
	延長量	3,500	— (0)
改良	箇所数	12	2 (17)
	延長量	2,500	84 (3)

注1：() 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2：実行量は令和6年12月現在の見込量である。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、地域の意見を聴きつつ、森林の適切な整備・保全による持続可能な森林経営に取り組む。

具体的には、モントリオールプロセス^{*2}の基準・指標を踏まえて、次の方針により取り組む。

ア 生物多様性の保全

生物多様性の保全の取組は、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適応計画に基づき推進していく必要があり、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む。また、優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、希少な野生生物の生育・生息の場となっている森林を厳格に保護・管理するとともに、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝的な多様性を確保する。

関連する主な施策として、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林について、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。また、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理や、希少な野生生物の生育・生息状況の把握やその生育・生息環境に配慮した施業を推進する。

30by30目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定

^{*2} モントリオールプロセス：ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

・拡張等に適切に対応するとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進する。

イ 森林の生産力の維持

森林の生産力を維持するため、適切な森林施業を推進する。また、その基盤となる路網の整備を推進するとともに、その結果得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努める。

関連する主な施策として、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システム等による間伐の実施を推進する。また、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う一貫作業システム等による主伐・再造林に取り組み、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を設定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、ニホンジカやノウサギ等による鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図る。さらに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

国有林野を適切に保全管理するため、森林病虫害や山火事等の防止とともに、被害を受けた森林の回復に努める。また、野生鳥獣との共生を可能とする地域づくりに向けて、関係機関等と連携し、鳥獣被害の防除に努める。特に、ニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害については、造林地の成林に支障を及ぼすほか、下層植生の消失により土壌流出が発生するなど、深刻な状況にあるところであり、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、関係行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して捕獲や防護柵の設置等の被害防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

関連する主な施策として、森林病虫害被害の早期発見・早期防除、山火事防止のパトロールの実施等に努める。また、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えているニホンジカ等の野生鳥獣について、関係機関等と連携し、地域の特性に応じた捕獲や防護柵の設置等に取り組むとともに、四国森林管理局が開発した小型囲いわなを用いたニホンジカの捕獲方法を始めとする効果的な捕獲技術の普及活動や、市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策の推進に努める。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林土壌を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、土壌を保持する能力や水を育む能力等に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設の整備等を進める。また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、関係機関等とも連携して流域治水の取組等の治山対策を推進する。

関連する主な施策として、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、既存施設の長寿命化対策を含めた総合的なコスト縮減に努めつつ、民有林とも連携し、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を推進する。こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。また、山地災害危険地区における定期点検の実施等により現地の状況を把握し、対応策の計画的な実施及び市町村、地域住民等への情報提供を推進する。さらに、大規模な山地災害発生時には、ヘリコプターやドローンを活用した被害状況の調査や山地災害対策緊急展開チームを現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

オ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖化防止に貢献する観点から、吸収源となる森林を確保するため、森林の適正な整備等を推進する。また、二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため、木材利用を推進する。さらに、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組む。

関連する主な施策として、多様な伐期による伐採を進め、その後の確実な更新を図るとともに、保育及び間伐の適切な実施を推進する。また、治山事業等における間伐材等の利用を推進する。さらに、治山事業や森林整備事業等を推進する。

カ 社会的・経済的便益の維持及び増進

「国民の森林^{もり}」として、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民の要請に対応するため、森林ボランティア活動や森林環境教育の実践等の場として国有林野が利用されるようフィールドの提供等を行う。また、公衆の保健のための活用を推進するため、森林浴や自然観察等への利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供する。

関連する主な施策として、企業、学校、NPO等の多様な主体と連携して、「ふれあいの森」や「遊々の森」の設定、「レクリエーションの森」の活用等を推進する。

キ 持続可能な森林経営

開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営の透明性の確保を図るため、本計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。また、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

関連する主な施策として、本計画の策定等に当たり計画案についてパブリックコメント制度を活用することや、計画案の作成前の段階から広く地域住民等の意見を聴くことを行う。また、国有林モニター制度を活用して国有林野事業に対する国民の意見を聴くことを通じて、国民の要請の的確な把握等に努める。さらに、四国森林管理局・署の取組について、随時、実施のお知らせや取り組んだ結果等をホームページに公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組む。

④ 政策課題への対応

公益的機能の発揮のための事業、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業のほか、新たな森林管理システムの構築等について、民有林に係る施策と一体的に推進する。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ^{*3}」、「自然維持タイプ^{*4}」、「森林空間利用タイプ^{*5}」、「快適環境形成タイプ^{*6}」、「水源涵養タイプ^{*7}」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

あわせて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。

森林の取扱いについては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への

*3 山地災害防止タイプ:土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

*4 自然維持タイプ:原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境に係る機能を重点的に発揮させるべき森林。

*5 森林空間利用タイプ:スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮させる森林。

*6 快適環境形成タイプ:騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮させる森林。

*7 水源涵養タイプ:国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮させる森林。

誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

国有林野事業においては、これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

機能類型区分別の国有林の面積等は次のとおりであり、具体的な機能類型に応じた管理経営は、「管理経営の指針」（別冊）に沿って適切に実施する。

機能類型別の国有林野の面積

（単位：面積 ha、比率％）

区分	山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	計
面積	1,939	1,125	2,143	—	3,755	8,963
比率	22	13	24	—	42	100

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプに区分する森林は、山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林で、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取扱う。

山地災害防止タイプの面積

（単位：ha）

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	1,939	1,939	—

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象害防備エリア

遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した施業

を行う。

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプに区分する森林は、原始的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林で、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、原則、自然の推移に委ねることとする。また、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で、野生生物の生育・生息環境の保全、希少種の保護、野生外来種の侵入防止・駆除等に努める。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	1,125	898

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプに区分する森林は、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林で、景観の向上や野外レクリエーションに考慮した伐採を行うなど森林の手入れを適切に行うとともに、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供する。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	
	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	2,143	898

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプに区分する森林は、快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林で、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林が育成されるよう、防音又は大気浄化に有効な森林の幅を維持する施業を行う。

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプに区分する森林は、水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林で、浸透・保水能力の高い森林土壌が維持されるとともに、根系及び

下層植生の良好な発達が促進されるよう森林の整備を推進する。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	3,755

⑥ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおりである。

機能類型	公益的機能別施業森林			
	水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害防止機 能／土壌保全機 能維持増進森林	快適環境形 成機能維持 増進森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止タイプ 土砂流出・崩壊防備エリア 気象害防備エリア	○ ○	○ ○	○	
自然維持タイプ	○	○		
森林空間利用タイプ	○	○		○
快適環境形成タイプ	○		○	
水源涵養タイプ	○			

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たって、作業システムの進展や管理経営の一体性等を踏まえつつ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や多数の事業実績の分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業事業体の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、森林整備や素材生産の発注情報を公開するなど、効果的な情報発信に取り組むとともに、総合評価落札方式や複数年契約、事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り組む。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努める。

⑤ その他

大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符号する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種に

よる緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の計画量は以下のとおりである。

事業実施に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等に十分配慮しつつ、計画的かつ効率的な事業の実行に努めるとともに、労働災害の未然防止、林業事業体の育成等に努める。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	38,100 《28,385》	90,521 (417)	128,621

注：《》は分収林の伐採量で内書き、（）は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	38	3	41

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	計
計	70	0	—	70

注：「0」は、単位未満の数値であることを表す。

④ 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量	箇所数	延長量
計	—	—	11	550

(5) その他必要な事項

特になし

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

巡視に当たっては、森林の成長の衰退状況、下層植生の発達状況、土砂の崩壊・流出の発生状況等の把握に努める。森林浴や自然観察等を目的とした入林者が多いレクリエーションの森等においては、地元自治体、地域住民等との緊密な協力・連携の下に、入林者が多い時期に巡視回数を増やすなど重点的な巡視に努めるとともに、入林者等に対する山火事防止、盗採防止等の啓発活動に取り組む。

国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地元自治体、地域住民等とも協力・連携して、道路沿いへの標識やフェンスの設置、巡視に努めるとともに、不法投棄防止の啓発活動に取り組む。

② 境界の保全管理

境界の保全管理は国有林野の管理経営の基礎をなすものとして、定期的かつ計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備に努める。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫等森林病虫害による被害に対しては、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林については、森林生態系保護地域^{*8}として、原則として自然の推移に委ねた管理を行う。特に、本計画区に設定されている石鎚山系森林生態系保護地域は、本計画区のほか、中予山岳、嶺北仁淀の各計画区にまたがることから、これらの計画区と連携を密にして一体的な管理に努める。

地域固有の生物群集を有する森林については、生物群集保護林^{*9}として、原則として自然の推移に委ねる管理に努める。

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、希少個体群保護林^{*10}として、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

また、立入が可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全等について知識を深められるよう学習の場等としての利用に努める。さらに、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等と連携して利用ルールの確立等に努め、その内容等については、ホームページを活用するなどして地域外の者にも広く理解されるよう努める。

^{*8} 森林生態系保護地域：森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な森林。

^{*9} 生物群集保護林：森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、地域固有の生物群集を有する森林。

^{*10} 希少個体群保護林：希少な野生生物の個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林。

保護林の種類及び名称と面積

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
森林生態系保護地域	石鎚山系	898
総 数	1	898

② 緑の回廊

生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から、保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

緑の回廊内の天然林においては、危険木の処理や多様な樹種構成の林分とするための択伐等に限定した施業を行い、人工林においては、野生生物の生育・生息や移動が良好な状態となるよう非皆伐施業や針広混交林化等を推進する。

緑の回廊の名称と延長及び面積

(単位：延長km、面積 ha)

名 称	延 長	面 積
四国山地緑の回廊・石鎚山地区	20	2,290
計	20	2,290

③ その他

保護林や緑の回廊等については、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化の的確な把握に努め、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を行う。

「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で、野生生物の生育・生息環境の保全、希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努める。

(4) その他必要な事項

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、山火事、廃棄物の不法投棄等の防止や境界の保全等のほか、鳥獣被害

の防止や保安林の適切な管理等のためにも、適切な防除対策の実施、森林の巡視、標識の設置等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 林産物の供給

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる国有林材については、地域や樹材種ごとの木材の価格、需要動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。その際、路網と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムによる列状間伐、コンテナ苗等を活用し伐採から造林までを一体的に行う一貫作業システムによる主伐・再造林、複数年契約による事業発注等に取り組む。

林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努める。特に、国有林から一定の期間、安定的に樹木を採取できる権利を設定する樹木採取権制度を通じて、意欲と能力のある林業経営体の育成とともに川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の構築を促進する。

今後、人工林資源の成熟に伴い主伐が増加している中、こうした主伐材の立木販売による供給についても、ニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努める。

多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、広葉樹、環境緑化木等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域のニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

② 林産物等の販売

国有林材の安定供給を通じて地域の林業・木材産業の活性化に貢献するよう、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送するシステム販売等に取り組む。また、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中、根株・枝条を含む未利用間伐材等についても、システム販売等を活用してその販売に取り組む。

(2) その他必要な事項

庁舎等の整備において木材の積極的な利用に努めるとともに、林道事業や治山事業において間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材利用に取り組むとともに、これら取組を通じて国民への啓発に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

① 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地

域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。

② 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供することとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、当該土地の規模、形質及び立地条件、地域の振興のための計画、地域における社会的経済的要請等を勘案して適切かつ円滑に行う。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱う。

また、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地元自治体等との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組む。

レクリエーションの森の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める。

レクリエーションの森の種類別の名称及び面積

(単位：ha)

種 類	箇所数	面 積	備 考
自然休養林	2	964	風景ゾーン 294 風致探勝ゾーン 670
野外スポーツ 地域	1	34	
風景林	2	134	
計	5	1,132	

(3) その他必要な事項
特になし

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組む。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による整備及び保全が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせている場合がある。

このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用して、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図るうえで必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進し、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、その趣旨等に鑑み、原則として民有林野の森林所有者等にも相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下で、民有林野と国有林野の一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を行う。

(3) その他必要な事項

特になし

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民参加の^{もり}森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進める。具体的には、ふれあいの森や多様な活動の森等を活用して、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用の推進、NPO等との連携による生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に応じたNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進める。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

(2) 分収林に関する事項

企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の^{もり}森林」の設定等分収林制度を活用した取組を進める。

分収林の種類・契約箇所数及び面積

(単位：ha)

分収林の種類	契約箇所数	面積
分収造林	2 (－)	15 (－)
分収育林	14 (－)	77 (－)
総 数	16 (－)	92 (－)

注1：(－)は法人の森の数値で内書である。

注2：契約箇所数は契約件数のことである。

(3) その他必要な事項

学校、地元自治体、ボランティア、企業、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育を推進する。

具体的には、遊々の森や学校分収造林の活用、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの提供等に取り組むとともに、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に取り組む。また、これらの取組に当たっては、農山漁村における体験活動との連携にも努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等については、試験研究機関等とも連携し、現地展示等を通じて技術の普及を図るとともに、森林施業技術の研修や検討会のフィールド、森林環境教育の場等として活用する。

② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下に、より一層推進する。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術やICT（情報通信技術）等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、天然力を活用した複層林への誘導手法等の普及に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等

に寄与するよう努める。

- (3) その他必要な事項
特になし